

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律  
規制の名称：外国法人等が電気通信事業を営む場合の規定の整備等  
規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。  
担当部署：総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課  
評価実施時期：令和2年2月

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。  
（現状をベースラインとする理由も明記）

近年、GAFA（Google, Amazon, Facebook, Apple）等に代表される外国プラットフォーム事業者等、外国事業者の提供する電気通信サービスが多様化し、我が国の国民生活及び経済活動に不可欠のものとなっているが、外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人）が外国から国内の利用者に対して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む場合、業務改善命令等の監督規定を執行するための手段が十分に措置されておらず、電気通信事業法の法執行の実効性を欠いている。この課題に対応した規制を実施しない場合には、外国事業者の提供する電気通信役務において大規模な通信障害や通信の秘密が侵害される事案が発生した際に、行政として必要な手段を取ることができず、将来にわたって国内利用者の利益の保護に支障が生ずるおそれがある。

以上のような状況をベースラインとする。

### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及び課題の発生原因】

上記のとおり、外国法人等が我が国の利用者向けに提供する電気通信事業に対して業務改善命令等の監督規定を執行するための手段が十分に措置されておらず、電気通信事業法の法執行の実効性を欠く状況となっていることがその発生原因である。

【規制の内容】

外国法人等に対して業務改善命令等を行う場合、これらの執行が外国の主権を侵害するおそれがあるため、執行管轄権の観点から問題となる。これに対応するため、外国法人等が我が国の利用者向けに営む電気通信事業を営むための登録の申請又は届出を行う際、国内における文書の送達先及びコンタクトポイントとして、国内における代表者又は代理人を定めることを義務付ける等の措置を設けることとする。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

（遵守費用について）

我が国の利用者に対して電気通信サービスを提供する外国法人等に対して国内における代表者又は代理人の指定を求めるものであり、すでに設立している国内法人を代表者として指定したり、国内の弁護士等を代理人として指定することも可能であるため、追加的な費用は発生しないか、あっても限定的である。

（行政費用について）

総務省は、外国法人等に対して業務改善命令等の監督規定を執行する場合、国内の電気通信事業者に対して業務改善命令等を行う場合と同様に、国内代表者等に対して文書を送達することで執行できることとなり、既存の枠組みの中で対応することが可能であるため、追加的な費用は発生しないか、あっても限定的である。

### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載す

ることが求められる。

(規制緩和するものではないため、該当せず)

### ◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。  
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

## 3 直接的な効果（便益）の把握

### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

外国法人等に対して国内における代表者又は代理人の指定を求めることにより、外国事業者への業務改善命令等が可能となり、電気通信事業法の法執行の実効性の向上を図ることができる。これにより、国内利用者の利益の保護を図るとともに、国内外の事業者間の公正な競争が図られる。

### ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

(金銭価値化が可能でないため、該当せず)

### ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められてい

る。

(規制緩和するものではないため、該当せず)

#### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

命令文書の送達時以外においても、国内代表者等が総務省と外国法人等との間の連絡・報告等を仲介することにより、外国法人等が電気通信事業法の規律を理解・遵守した適切な事業の運営を行うことが期待できる。また、外国法人等への負担が小さく、参入障壁となりにくいので、利用者が国外から提供される多様な電気通信サービスを利用することが可能となることが期待される。

#### 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

上記のとおり、本件規制の導入により、遵守費用及び行政費用として一定の費用が発生するものの、その規模は限定的と見込まれる。

他方、本件規制が導入された場合には、国内における代表者又は代理人の指定等の規定を措置することにより、外国法人等に対する事業法の法執行の実効性が向上する。

以上をもって、国内の利用者利益の保護及び国内外の事業者間の公正な競争が図られることから、本件規制により得られる便益は、本件規制の導入に伴う費用を上回ることが見込まれるため、本件規制の導入は妥当と考えられる。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

### 【代替案】

外国法人等が我が国の利用者向けに営む電気通信事業に対して監督規定（業務改善命令等）を執行するための手段として、国内における拠点の設置を義務付ける。

### 【代替案との比較】

外国法人等に対して国内における拠点の設置を求めることにより、外国事業者への業務改善命令等が可能となり、電気通信事業法の法執行の実効性の向上を図ることができるため、国内利用者の利益の保護を図るとともに、国内外の事業者間の公正な競争が図られるという同等の効果は得られるが、国内に拠点を持たない外国法人等にとっては、その拠点の設置に必要な費用が膨大になることが見込まれること、我が国の利用者に対して電気通信サービスを提供しようとする外国法人等の減少に伴い電気通信サービスの多様性が失われる可能性があること、当該措置が国際協定違反に該当する可能性があることから、採用案が妥当である。

## 7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」（平成 30 年 8 月 23 日付け諮問第 25 号）の最終答申（令和元年 12 月 17 日）において、国内外の事業者間の公正競争や利用者の利益等を確保するため、国内利用者にサービスを提供する国外事業者に対し電気通信事業法の規律を適用するための制度整備を迅速に進める旨が示されている。

また、「プラットフォームサービスに関する研究会」（平成 30 年 10 月～）の最終報告書（令和 2 年 2 月 7 日）において、外国事業者に対して業務改善命令の発動、国内代表者又は代理人の指定等の規律を及ぼすよう所要の措置を講ずることが適当とされている。

さらに、経団連の政策提言「Society 5.0 の実現に向けた個人データ保護と活用のあり方」（令和元年 10 月）においても、「通信の秘密の保護の規律は、国外に拠点を置き国内に電気通信設備を有せずにサービスを提供する者には適用されない運用がなされているが、消費者を保護し、公平・公正な取引環境を確保するためには、電気通信設備を国内に保有しているか否かにおいて規律に差を設けるのは適切でない。したがって、わが国の利用者を対象にサービスを提供する場合には、当該規律が等しく適用されるべきである。」との見解が示されている。

上記を踏まえ、今回の改正を行うものである。

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

改正法の施行後 3 年を経過した場合において、改正法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

外国法人等が我が国の利用者向けに営む電気通信事業の業務が適切に運営されているかを評価するため、総務省及び P I O - N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）に寄せられている苦情・相談等の状況を確認する。